大分市自治基本条例検討委員会第5回市民参加・まちづくり部会

平成22年2月23日(火)9時30分から 大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

- 1.開 会
- 2.議事
 - (1)項目の検討について(第10回全体会議を踏まえた検討)
 - (2) その他(次回開催日程等)

検討項目:市政への住民参画

名 私		解説等
多治見市 市政基本务 (H19.1.1 施		【市政基本条例解説より】 市民は選挙という信託行為により、市政を市長や議員に委ねますが、その後は関与できないというものではありません。第2条のところでも述べましたが、主権者として当然の権利として、「市政に参加する権利」を規定しています。また、市民参加は「権利」であって「義務」ではありません。市政に参加する権利を行使しないことで、不利益な取扱いを受けないことを明記しています。市民研究会の議論では、「参加」は主権者としての義務とすべきで、本条例で積極的な参加を義務付けるべきであるとの意見もありましたが、「選挙」が権利であって義務でないのと同様に、このような規定としました。
札幌市 自治基本务 (H19.4.1 施	- 一一部を公長することなどにより、鳴人い市民が参加できるよう姿のなければならない。(付庫	よう、課題ごとに、関係する市民や影響する地域などを適切に把握し実施するとともに、市民参加手法や運営方法を常に改善する必要があります。また、単に市民意見を聞く仕組みをつくるだけでなく、子どもやお年寄り、障がいのある人などに配慮するとともに、参加しやすい日時や会場の設定、情報提供方法などを工夫する必要があります。特に手話通訳や託児の準備、会場のパリアフリー状況など、市民の参加意欲に影響を与える事柄は、事前に周知することが重要です。 障がい者施策や子どもに関することなど、取り扱うテーマごとに、大きく影響を受ける当事者の参加に配慮することも必要です。 最近では、児童会館建設に際して子どもの意見を聞く場を設けたり、障がいのある人が当事者の意見を聞いて政策を提言するサポーター制度などが行われており、こうした取り組みをいっそう進めてほしいと思います。 このほか、すでに行われている市民参加の仕組みとして、市民会議、審議会などと言われる附属機関があります。「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」により、委員公募の拡大や同一人の重複選任制限、女性委員の積極的登用といった原則で運用がされていますが、幅広い市民が委員として参加できるよう、よりいっそう、女性や当事者の参加を推進するとともに、委員登用の仕組みなども検討していく必要があるのではないかと考えます。【付属機関等(審議会等)について】 政策案を公表して市民意見を募集するパブリックコメント制度については、札幌市では平成16年度(2004年度)から実施されていますが、たくさんの市民意見が出されているとはいえない状況もあり、情報提供の工夫など、いっそうの改善が求められます。【住民の意思の表明(パブリックコメント)】 市政に対する市民意見は、問い合わせを除き年間約13,000件(平成16年度(2004年度))で、そのうち意見やアイディアなどの提言は600件近くにもなります。 これらの市民意見を市政に生かすため、主な意見の検討結果についてホームページなどで広く公表する取り組みも始めており、また、市民団体などから事業企画の募集も進められています。 こうした市民の創意工夫を生かす仕組みの整備を進め、それを運用しながら改善を重ね、市民参加機会を設けるべき事案や手続きなど重要な事項は条例化していくことが必要です。また、この自治基本条例をより具体的にした市民参加の共通ルールとしての市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参
上越市 自治基本务 (H20.4.1 施		と」と定義している。 第1項は、市議会及び市長等が、市民参画の原則に基づき、これを推進するため、あらゆる市民に市民参画の機会を保障しなければならないことを定め たものである。 市民参画が行われる場は、自治やコミュニティ活動を担う新たな人材の発掘の機会ととらえることができ、こうした観点からも市民参画の

高松市 自治基本条例 (H22.2.15 施行)	(地域のまちづくりへの参画) 第17条 市民は,自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下,互いに助け合い,主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。 (市政への参画) 第18条 市は,市民が市政に参画できる多様な機会を確保するとともに,政策等の立案,実施および評価の各過程において,参画の推進に努めなければならない。	【市民委員会からの提言書より】 (市民参加の機会) 市政に市民の意見を反映させるため,市民が市政に参加できる機会が確保されるとともに,多様な参加制度が整備されなければなりません。 ~略~
熊本市 自治基本条例 (H22.4.1 施行)	(青少年・子どもの参画) 第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども(未成年の市民をいいます。)が有する 市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。 (市民参画・協働のための仕組み) 第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画 を拡充推進するための仕組みを整備します。 2市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを 公表し、実施します。 3市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を 市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。 4市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。	まちづくりの原点は、人づくりです。特に、少子高齢化が進行する中、次代を担う青少年や子どもが、早い段階から市政・まちづくりに参画していくことは重要なことから、この規定を設けました。 第1項では、第5条で市民には、「市政・まちづくりに参画する権利」を有すると定めていますが、あらためて青少年やこどもには参画する権利があることを定めました。 第2項では、青少年や子どもが参画する環境づくりを行うことを定めています。なお、この条例における青少年・子どもの範囲は、選挙権や地方自治法上の直接請求権等の権利を有しない20歳未満の市民としています。

検討項目 : 付属機関等(審議会等)について

名 称	条 文	解 説 等
多治見市 市政基本条例 (H19.1.1 施行)	(市民参加の推進) 第 19 条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。 2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。 3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。 (1)総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。 (2)重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。 (3)事業を選択するとき。 (4)事業を実施するとき。 (5)政策評価を実施するとき。 4 市民参加の推進に関して必要な事項は、別に条例で定めます。	【市政基本条例解説より】 市民の市政への参加の権利を保障するため、市は多様な参加の手法を用意しなければならないことを規定しています。既にこれまでも市民参加の手法として、審議会等の委員の公募制やパブリックコメント、地区懇談会等を実施しています。 第2項では、いろいろな手法によって提出された市民の意見に対し、市は必ず応答することを義務付けています。これは、市民の意見をすべて取り入れなければならないということではなく、市民の意見に対し、不可能ならば不可能ということに理由をつけて誠実に返答するということです。 第3項は、市民参加の時期について規定しています。ここに掲げた場合しかやらないということではなく、これ以外でも積極的に市民参加を図るよう努めなければなりません。 なお、今まで取り組んできた市民参加の手続等について、本条例の制定を契機に、体系的に条例としてまとめ、平成 17 年第5回多治見市議会定例会に提案しました。しかし、自治体基本条例同様に審議未了廃案となったため、再提案を目指して準備を進めているところです。
札幌市 自治基本条例 (H19.4.1 施行)	特に規定なし	
上越市 自治基本条例 (H20.4.1 施行)	(審議会等) 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。	【逐条解説書より】 第1項は、市議会及び市長等が設置する審議会等の委員等の選任に当たって、公正な市政運営に資するよう公平性に配慮し、透明性を有する手続とすることを定めたものである。 「審議会等」とは、市議会及び市長等の事務や事業について、市民の意見や専門的知見等を反映し、公正の確保を図るために設置する審議会、委員会、市民会議等をいい、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき設置される執行機関としての委員会や委員を除くものである。市議会は、法律上、諮問機関を設けることはできないが、公聴会など市民の意見を聴くための会議を開くことは可能であることから、本条の対象としたものである。本項は、市議会及び市長等が、委員等の選任基準や選任の経過等を明らかにするなど、手続の透明性を確保するよう努めることを定めたものである。「公平性に配慮し」とは、多くの市民から多様な意見を聴くために、委員等の選任に当たり、幅広い分野、年齢層、居住地域等や、男女の構成比、同一人物による他の審議会等の委員等の兼務状況などを考慮することである。第2項は、審議会等の委員等の選任に関して男女共同参画社会の実現に向けた本市の特徴的な取組として、男女の構成比への配慮を明記したものである。第3項は、市民参画の観点から、審議会等の委員等の選任に当たっては、原則として市民公募を行うことを定めたものである。この規定に基づき、市議会及び市長等は、市民公募を行うに当たって、各審議会等の設置目的や公募委員の役割を踏まえ、委員の数などの公募の在り方を検討し、明らかにしていくこととなる。なお、「ものとする」と規定し、例外を認めているのは、例えば医学に関する学識経験を有する委員のみで構成される上越市大気汚染疾病者認定審査会など、極めて高度な専門性を有する委員構成が必要な審議会等もあることに考慮したものである。第4項は、市民との情報共有を図り、公正で透明性の高い市政運営を推進するために、審議会等の会議を原則公開とするとともに、あわせて会議録の原則公開について定めたものである。
高松市 自治基本条例 (H22.2.15 施行)	(附属機関等の委員の公募) 第20条 執行機関は,附属機関等について,その委員の一部を公募により選任するものとする。	【市民委員会からの提言書より】 (市民参加の機会) ~略~ また,審議会等の附属機関に広く市民の意見を反映させるため,委員を公募することとしており,幅広い市民が委員として参加できるよう,より一層, 公募委員の積極的登用を進めます。
熊本市 自治基本条例 (H22.4.1 施行)	(審議会等) 第19条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。 2 市長等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市 民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。	【素案の解説より】 第1項では、行政は法令に基づき設置する「附属機関」のほか、市政運営上の意見の聴取、交換等を行うために「審議会等」を必要に応じ設置することを定めています。 第2項では、その委員は、専門的な知識や経験を有している人を委員として選任するのはもちろんですが、市民参画の観点から、公募等により市民の幅広い層からも選任することを定めています。なお、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を有する事案を扱う場合など、性質上公募になじまないものもあることから努力規定としています。

検討項目:住民の意思の表明(パブリックコメント)

名 称	条 文	解 説 等
多治見市	特に規定なし	
市政基本条例 (H19.1.1 施行)		
札幌市	特に規定なし	
自治基本条例		
(H19.4.1 施行)		
上越市 自治基本条例 (H20.4.1 施行)	(パブリックコメント) 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。 3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。	【逐条解説書より】 第1項は、市政運営に係る重要な事案の市議会への提案や決定に際して、パブリックコメントを実施しなければならないことを定めたものである。 第2項は、第1項で規定したパブリックコメントにより提出された意見について、市長等による尊重やそれに対する考え方の公表を義務付けるものである。 る。 第3項は、第1項と第2項で規定する手続等については、条例で定めることを明らかにしたものであり、具体的には、上越市パブリックコメント条例がこれに当たるものである。
高松市 自治基本条例 (H22.2.15 施行)	(パブリックコメント手続) 第19条 執行機関は,重要な政策等の策定に当たっては,事前にその案を公表して市民から 意見を募る手続(次項において「パブリックコメント手続」という。)を行うものとする。 2 執行機関は,パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うと ともに,その意見に対する考え方を公表するものとする。	【市民委員会からの提言書より】 (市民参加の機会) ~略~ 高松市では,市の基本的な政策等を策定するとき,その策定しようとする政策等の趣旨,目的,内容等の必要な事項を公表し,市民から提出された意見の概要および意見に対する市の考え方等を公表するパブリックコメントを実施しています。 ~略~
熊本市 自治基本条例 (H22.4.1 施行)	(意見等の取扱い) 第21条 市長等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ 誠実な対応に努めます。 2 市長等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。	【素案の解説より】 市民からの意見や苦情等に迅速に対応し、公開することは、情報共有、信頼関係の構築、公正で透明な行政の運営を図るためには、必要なことです。 そこで第1項では、行政は、市民からの意見や提案等について、迅速かつ誠実に対応することを定め、第2項では、その対応経過や結果等の記録を行い、公開していくことを定めています。

ない。

されたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければなら

検討項目 : 住民投票

名 称	条 文	解説等
多治見市 市政基本条例 (H19.1.1 施行)	(市民投票) 第32条 市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による投票(以下「市民投票」といいます。)を実施することができます。 2 市民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (尊重義務) 第33条 議会の議員と市長は、自らに対する市民の直接の信託に対する責任に基づき、市民投票の結果を尊重しなければなりません。	【市政基本条例解説より】 (第32条) 市民投票制度については、その効力に疑問を呈する声や、そもそも間接民主政治のあり方を覆す現行法の枠を超えた制度であるとの批判があります。しかし、選挙により議員及び市長に市政運営を信託しているものの、すべての事案について白紙委任をしているのではなく、重要な案件については、市民の意見を直接聞くことができる市民投票制度を設けることが必要であると考えています。市民投票制度は、現在の2元代表制(議会と市長)の仕組みを補完するものであり、それを否定するものではありません。しかし、市議会において、市民が発議した場合の署名の数、市長の発議した場合の限界、投票率による開票の実施の有無、得票に応じた結果の尊重など多くの点について意見があったため、市民投票の制度のみ本条例で規定し、別に条例を制定することとしました。なお、自治体基本条例案と同時に平成 17 年9月議会に条例案の提案をしたところですが、平成 18 年3月議会で審議未了廃案となったため、再提案を目指して準備を進めています。 (第33条) 市民投票の結果については、法的拘束力はないというのが通説です。このため、投票の結果については、これを「尊重する」ことを議員と市長に義務付けています。 市長及び議員は、投票結果を踏まえて意思を表明することとなりますが、投票結果と反した意思を表明したとしても罰則等を課されることはありません。とはいっても、「市民投票の結果が、主権者である市民の意思である」という事実について、市民の信託を受けた者としての道義的な責任が発生します。
札幌市 自治基本条例 (H19.4.1 施行)	(住民投票) 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	
上越市 自治基本条例 (H20.4.1 施行)	は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。	一般的に、住民投票(この条例においては「市民投票」という名称を用いる。)制度については、課題が生じる都度、条例を制定し、制度を設ける「個別設置型」と、あらかじめ住民投票に関する条例等を制定し、すべての住民投票案件に共通する制度を設けておく「常設型」の二種類があるが、本条は、

第3項は、前項の規定に基づき市民投票の実施についての請求を受けた場合に、市長が行う手続を定めたものである。具体的には、地方自治法に基づく

8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの 第2項の規定による議決事件となるものである。 とする。 第4項は、前項の規定により、市民投票の実施が地方自治法第96条第2項の規定による議決事件となることを受け、本項は、地方自治法第112条の 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。 規定の適用を受けて、市議会議員定数の12分の1以上の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出できることを改めて明らかにしたものである。 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければ 第5項は、第3項の規定により、市民投票の実施が地方自治法第96条第2項の規定による議決事件となったことを受け、市議会に置かれた常任委員会 ならない。 は、地方自治法第109条第7項の規定の適用を受け、その部門に属する市政運営に係る重要事項につ いて、市民投票の実施の議案を市議会に提出できることを改めて明らかにしたものである。 第6項は、市長が、第2項の規定による請求や、前2項の規定により提出された議案について、市議会が市民投票の実施の議決をした場合、速やかに市 民投票を実施しなければならないことを定めたものである。「速やか」とは、事案に応じて可能な限り早く 行うことを意味するものである。 第7項は、第2項で規定している市民投票の実施に係る請求が、請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされた場合は、第3項で規定する 市議会への付議をすることなく、速やかに市民投票を実施することを市長に義務付けたものである。本項は、市議会の議決を要件としない市民投票の実施 を規定するものであり、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、必要とする連署の数は、地方自治法に基づく市議会の解散や市長の解職請求の要 件(請求権者の3分の1以上の連署)を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するために請求権者の4分の1以上としたものである。 第8項は、市民投票の投票資格者について規定したものであり、第2項に規定する請求権者の資格と同様に、投票資格者の資格の詳細については、別に 条例で定めることとしたものであり、投票条例がこれに当たるものである。 第9項は、市民投票の実施について必要な事項のうち、本条例に定めのない事項(請求権者と投票資格者の要件、「市政運営に係る重要事項」の判断基 準、署名の効力の確認方法や市民投票の執行方法等)の詳細については、別に条例で定めることとしたものであり、投票条例がこれに当たるものである。 第10項は、市民、市議会及び市長等の三者に対して、市民投票が実施され、成立した場合の投票結果について、尊重義務を課すことを定めたものであ る。市民投票の成立要件については、投票条例において定めている。 (住民投票) 【市民委員会からの提言書より】 第21条 市長は,市政に関し特に重要な事案について,直接,住民の意思を確認するため, (住民投票) 住民投票を実施することができる。 市民主権の観点から,市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について,市民が直接的に行政に対して意思表明を行い,その意思決定に参 2 住民投票に付すべき事項,投票の手続,投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項 加することができるという市民参加を保障する住民投票制度について定めます。 高松市 議会および市長は,市政の重要事項について,直接市民の意思を確認する手段の一つとして,住民投票を実施することができます。 は、事案ごとに条例で定める。 自治基本条例 3 市は,住民投票の結果を尊重するものとする。 さらに,議会および市長は,市民生活に重大な影響を及ぼす重要事項について行われた住民投票の結果を尊重します。そして,住民投票の結果を踏まえ (H22.2.15 施行) て行った重要事項に関する政策的判断について,市民に対して説明を行わなければなりません。 また、住民投票の発議権や投票資格者の範囲など、住民投票を行うに当たっての具体的な事項は、別に条例で定めます。 なお、住民投票には、一定の条件を満たせば住民投票を行う常設型の住民投票制度と、必要に応じてその都度条例を制定する非常設型の住民投票制度が ありますが、市民委員会においては、どちらの方式を採用するかについて言及しないこととしました。 (住民投票) 【素案の解説より】 第34条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごと (34条) に定められる条例により、住民投票を実施することができます。 地方自治は、市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主制を採用しており、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられて 2 市長は、住民投票の結果を尊重します。 います。過去に全国の市町村で実施された例としては、「原子力発電所建設」や「産業廃棄物処分場建設」、「市町村合併の是非」などがあり、住民投票は、 (住民投票の請求及び発議) まさに住民の将来を左右するような重要な課題を扱うものです。 第1項では、市長は、市政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができることを定めています。なお、住民投票に係るような重要な意 第35条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分 の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求 思決定は、市長と市議会の基本的役割であり、住民投票の実施については、対象となる事項について住民との十分な情報の共有がなされているか、また、 実施に要する経費の問題など、様々な観点から検討を加える必要があることから、市議会での十分な議論を経て、一つひとつの案件ごとに、条例で定める することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得 こととしています。実際に住民投票を実施する場合は、その事案ごとに「 の住民投票に関する条例」を制定し、投票の実施にかかる必要事項(住民投 熊本市 て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。 票に参加できる者の資格、投票方法や成立要件など)を定めることになります。 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議 第2項では、住民投票の結果は、法的拘束力はないとされていますが、市民の意思を真摯に受け止め、市長は住民投票の結果を尊重することを定めてい 自治基本条例 することができます。 (H22.4.1 施行) ます。 (第35条) 市長の意思決定によるものだけでなく、住民による直接請求や議員による発議によっても条例案を提出することは可能であり、このことは地方自治法第 74条と第112条にも規定されていますが、住民投票条例の重要性にかんがみ、この条例においても規定するものです。 第1項では、本市に選挙権のある者(有権者)が、地方自治法第74条(住民の条例制定改廃請求権)に基づくものの一つとして、「 の住民投票に 関する条例」の制定について請求できることを定めています。 第2項では、地方自治法第112条に基づく、市議会議員の議案提出権について規定したもので、市議会議員自らによる、住民投票条例の市議会への提 出を定めています。 第3項では、市長自らが、市民生活に関わる極めて重要な事案について、必要であると判断した場合の、住民投票条例の市議会への提出を定めています。

検討項目:情報共有・説明責任

	<u>育牧共行・説明員</u> 社	
名 称	条 文	解 説 等
多治見市 市政基本条例 (H19.1.1 施行)	(総合的な情報公開の推進) 第 16 条 市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。 2 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。 (説明責任) 第 22 条 市は、公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負います。	んで、「知る権利」を市政の主権者として当然の権利であると定めています。 第2項では、市の保有する情報が市民の共有財産であることを明記しています。 (第22条)
札幌市 自治基本条例 (H19.4.1 施行)	(情報提供) 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。	【市民会議からの最終報告書より】 市民が市政情報を知るために、「(4)情報公開」による公文書公開制度がありますが、市は、公文書公開請求を待つことなく、いっそう積極的に市政情報を市民に対して提供していく必要があります。 これまで、市から提供される情報は、すでに決定された事柄が多く、市が抱える課題など検討途中の情報はあまり提供されてきませんでした。 市民の意見が反映されるためには、計画や事業が決まってしまう前に、十分な情報を得て、意見を出していく必要があると思います。 また、情報が提供されたとしても、単に量が多ければ良いということではなく、市は、市民の視点で、要点を整理するなど、わかりやすく情報を提供するよう努めなければなりません。さらに、伝えたい人に迅速かつ正確に伝わるよう、相手の事情に配慮した適切な情報伝達の工夫も必要です。 現在、登録した方に定期的に電子メールで情報を発信するメールマガジン 21 の手法を用いている部署もあります。 広報モニター制度やイベント実施の際のアンケート調査など、市民の視点からわかりやすさをチェックする取り組みもみられますが、相手にきちんと伝わることは重要であり、それが徹底されるよう期待します。 このほか、札幌市の条例や規則などがホームページで見られるようになっていますが、今後、市内部で定めている要綱や事務処理基準なども、市民に直接関係するものから積極的に公表していくことが必要と思います。 こうした取り組みをより充実させていくとともに、市民に有益な情報を提供するために、行政内部で職員間の情報共有を進めていくことが重要です。さらに、担当者の交替等に左右されず、継続的な情報管理・提供ができるようなシステムを構築することが重要です。
上越市 自治基本条例 (H20.4.1 施行)	(情報共有及び説明責任) 第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、 市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かり やすく説明しなければならない。	【逐条解説書より】 第1項は、市民参画を促進していくために、市民の情報公開請求権の保障のみならず、市民が市政への関心や参画の意欲を高めることができるよう、市議会及び市長等が様々な媒体を活用して市政運営に関する情報を積極的に提供すること、また、そのために市民の意向を積極的に把握し、市民と情報の共有を図らなければならないことを定めたものである。「情報を市民に積極的に提供する」とは、上越市情報公開条例の規定に基づき、市民が行った情報公開請求に対して市議会及び市長等が情報を公開することとは異なり、市民の請求の有無にかかわらず、市議会及び市長等が市民に市政運営に関する情報を積極的に提供することを意味するものである。 第2項は、第5条の市民の権利で規定した市民の「市政運営に関する情報を知る権利」の保障の一環として、市長等が市民に対して、政策の立案、実施、評価と見直しに至るまでの過程と内容について説明責任を負うことを定めたものである。
高松市 自治基本条例 H22.2.15 施行)	(情報の共有) 第14条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。 2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。 (説明責任等) 第27条 執行機関は、政策等の立案、実施および評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。 2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。	公開した場合,市民が現状や課題を理解しないまま,本当かどうかも分からない情報が錯綜して,混乱が生じてしまう恐れがあるので,配慮した上で,行 政はできる限り公開します。

(説明責任)

第22条 市長等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。

(情報共有の原則)

第25条 市長等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。

熊本市 自治基本条例 (H22.4.1施行)

これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。 2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。

3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。

【素案の解説より】

(第22条)

「説明責任」は、市民との情報共有や参画、協働による市政・まちづくりを進める上で、最も基本的な原則です。

そこで行政と市議会は、市民に対し、施策の立案・実施・評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明し、理解を求めていくことを定めています。

(第25条)

参画・協働の市政・まちづくりを進めるに当たっては、相互の情報共有が不可欠です。また、市民が、自ら考え行動するためには、市政に関する様々な情報が十分に提供されなければなりません。このため「情報共有の原則」を規定しています。

第1 項では、行政と市議会の情報を、市民に開示するとともに、様々な情報を積極的かつ迅速に提供することを定めています。なお、開示請求に係る手続き等は、「熊本市情報公開条例 (H10.10.1 施行)」で定められています。

第2 項では、市民が保有しているまちづくりに関する情報も市政を進めるに当たっては必要であることから、市民も行政や市議会に対し、積極的な提供に努めることを情報共有の原則として定めています。

現在、本市においては、市政情報プラザや市のホームページなどで情報の提供を行っておりますが、第3項では、更なる積極的な情報提供のための仕組みの整備に努めることを定めています。

検討項目 : 協働の推進

名 称	条 文	解説等
多治見市 市政基本条例 (H19.1.1 施行)	(連携協力) 第5条市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。	【市政基本条例解説より】 この規定は、より良い地域社会の形成のために市民と市は連携協力を行うことを規定しています。 当初「協働」の字句を用いていましたが、「協働」は、目的と行動を共にするニュアンスがあり、「連携協力」は、連携と協調を意味し、行動を共にしつ つも目的を共にするとは限らないニュアンスがあります。今後、行政と市民との関わり方が変化していく可能性がある中で、多様な主体による自由な活動 を大切にしてまちづくりをすすめていく視点から、あえて「協働」とせず「連携協力」としました。
札幌市 自治基本条例 (H19.4.1 施行)	(市民によるまちづくり活動の促進) 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。	市内では、包括的な地域のまちづくりに取り組む町内会などの活動や、福祉、環境、文化など、NPOに代表されるテーマごとの活動がさまざまに展開されています。町内会などの地域に根ざした団体とNPOなどのテーマ別の活動団体が、お互いの得意分野を生かし合いながら連携することによって、さ
上越市 自治基本条例 (H20.4.1 施行)	(協働) 第34条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。	【逐条解説書より】 第1項は、市民と市議会及び市長等が協働により公共的課題を解決することを明らかにするために定めたものである。市議会及び市長等の協働のパートナーとしては、主に町内会、住民組織、NPO法人などの市民活動団体が挙げられる。協働は、それぞれが単独で行うよりも協力して取り組んだ方がよりうまくいくと考えられる場合に、共通の課題と目的の下で連携して取り組むものであり、お互いの持ち味を尊重し、いかしていくことで、より大きな成果を生み出していくことが期待されるものである。 第2項は、市議会及び市長等は、協働に対する市民の正しい理解を得るとともに、協働をする事案ごとにあらかじめ相互の役割分担について話し合い、相互理解と信頼関係を築いた上での取組を繰り返し行うことで、協働を一層推進していくことを定めたものである。
高松市 自治基本条例 (H22.2.15施行)	(協働の推進) 第22条 市は,協働を推進するための仕組みを整備するとともに,協働の推進に当たっては, 市民の自主的な活動を支援するものとする。この場合において,市の支援は,市民の自主性お よび自立性を損なうものであってはならない。	
熊本市 自治基本条例 (H22.4.1 施行)	(協働の原則) 第29条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。 2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。	第1 項では、協働による市政・まちづくりの取り組みは、市民、市議会、行政は、目的と情報を共有し、役割分担を話し合うなど相互の理解と信頼の上

検討項目 : 都市内分権・地域自治

名称		解説等
多治見市	特に規定なし	
市政基本条例		
札幌市 自治基本条例 (H19.4.1 施行)	(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり) 第28条 市は、まちづくりを進めるものとする。 2まちづくりを進めるものとする。 2まちづくりと進めるものとする。 2まちづくりたりを進めるものとする。 2まちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 (1)まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (2)まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (4)前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。(区におけるまちづくり)第29条市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。 3市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。	ちのまちを自分たちでつくっている」という実感を持てる機会です。市は、その地域の特性に適したまちづくりが進むように対応し、支援していく必要があります。 市内には、居住区域でつくられる町内会などの地縁組織が約2,100 あり、安心・安全で住みよいまちを目指し、街路灯の管理やごみ問題、交通安全などの活動を展開してきました。 近年は、連合町内会や福祉のまち推進センター24、PTA、子ども会、青少年育成委員会などが連携し、防災・防犯パトロール、子ども110 番の家、青少年による除雪や清掃活動などに取り組んで成果を上げています。 また、学校や地域の企業なども、道路や公園などの公共の場所をボランティアで定期的・継続的に清掃する「アダプト・プログラム25」の活動などで連携する事例も見られます。 このように青少年や子ども、高齢者など多様な世代が継続してまちづくりに関わることによって、次世代のまちづくりの人材が育っていくことを期待します。 現在、地域のさまざまな団体がまちづくりを進めるために、まちづくり協議会などのネットワークを市内各地でつくりつつあります。まちづくりセンター26 所長をはじめとする職員には、コーディネートする役割を果たせるよう、学習や経験を積んでほしいと思います。また、まちづくりセンターは、地域課題に関する情報の拠点としての機能をいっそう充実し、過去の経過や他地区の活動事例などについての情報を提供できるようにしておくことが必要です。まちづくりには、市全体に関わる課題のほか、地域固有の課題を対象とするものもあります。地域の課題や特性などを踏まえたまちづくりを進めるために、区は市民サービスの提供窓口としてだけではなく、地域における市民自治を支える役割を果たすべきだと考えます。
上越市 自治基本条例 (H20.4.1 施行)	(都市内分権) 第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 (地域自治区) 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。 2市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。 3市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。 4前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。	本条における都市内分権とは、「住民に身近な課題はできるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめた考え方であり、市民が、それぞれ身近な地域の課題を主体的に解決するための仕組みである。このような環境を整備することにより、地域の課題の解決方法を地域の中で決定し、市長等に意見として伝えることが制度として保障されることとなり、市長等は、この地域の決定を尊重し、例えば、市長等と地域の住民との協働により解決を図るといった対応を検討することとなる。 (第32条) 本市では、平成17年1月の合併の際に、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、13の旧町村の区域ごとに設置期間を5年間とする地域自治区を設置した。平成20年2月には、地方自治法に基づく地域自治区を市の全域に設置することとし、13区を平成20年4月に地方自治法に基づくものに移行するための条例を制定した。その後、平成21年3月に、上越市地域自治区の設置に関する条例を改正し、平成21年10月から、合併前の上越市の区域において15の地域自治区を設置することとした。

の附属機関に位置付けられるものであり、その委員は最終的に市長が選任することになるが、本市では、委員の選任手続に「公募公選制」を採用するもの

高松市 自治基本条例 (H22.2.15 施行)	(地域コミュニティ協議会) 第23条 市は,市民主体の自治を推進するため,次項に規定する地域コミュニティ協議会の活動を尊重し,その活動に対して適切な支援を行うものとする。 2 市民は,地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため,地域コミュニティ協議会(共同体意識の形成が可能な一定の地域において,その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし,民主的な運営により,地域の課題を解決するために活動する組織で,一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。次項において同じ。)を設置することができる。 3 地域コミュニティ協議会は,自らの活動に責任を持って,自主的かつ自立的に地域のまち	~略~ 今後 , 地域内分権が進んでいく中で , 地域コミュニティ協議会や様々な市民活動団体などをまちづくりの担い手として位置付け , 育成する必要がありま
熊本市 自治基本条例 (H22.4.1 施行)	づくりに取り組むものとする。 (地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。 3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。	覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見いだし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。 しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなってきているという現